

AOI

Group

**会計・税
務・法律編**

上海便り 2008年1月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

【増値税: 未払税金での計上について】

中国で会計処理の内訳・中身を詳細にチェックすると目に付くポイントは、『**経費を資産計上している**』事になります。

経費を「資産」で計上すると『利益』が増加して、多数の日系法人でも税金を余分に支払って、内部留保を大きく減少させていました。

A; 「プリンター700元」を事務費でなく『固定資産』として計上している B; 消費財の増値税を「 未払税金 」(負債)で、『 資産 』で計上している
--

Aの場合ですと、固定資産償却費リストを正確に作成させれば、修正が出来ます。ところが、Bに関しては、中国現地法人の会計担当者からは大きな抵抗を受けました。具体的に未払増値税を確認します。

増値税の形式

- * 簡易タイプ: 売上高の「5%~6%」で、還付はされない
- * 一般タイプ: 「13%~17%」で、手順どおりに実施していれば、『国内販売では、全額』[輸出販売では、約半分]還付されます。「**増値税専用の発票**」を発行するが、その発行方法と管理に関しては、厳しく税務局から資格や順守を要求されています

会計処理

* **生産財: 17%** A社 自社 B社

- ・ A社からの購入

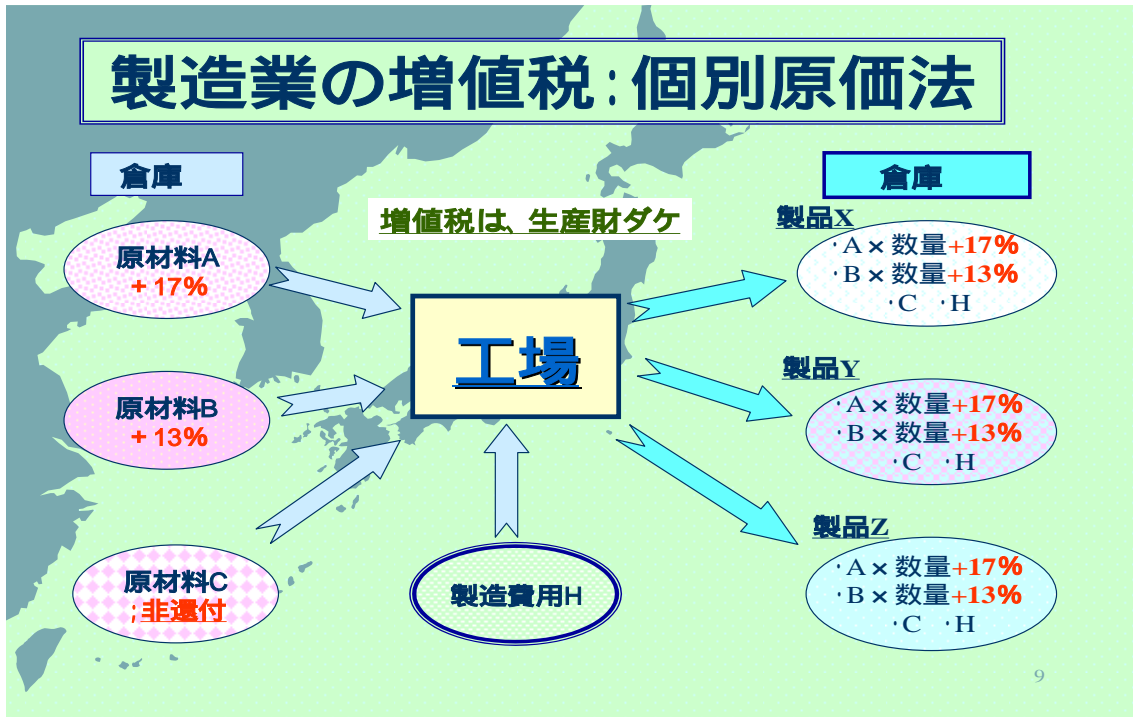
商品・経費	60 /	買掛金	70
未払税金 - 増値税	10 /		

- ・ B社への販売

売掛金	117 /	売上高	100
		未払税金 - 増値税	17

そして、増値税の納付金額は「17-10=7元」になります。販売原価の計上としては、個別

原価法ですので「販売原価 60 / 商品 60」になります。



* **消費財** A社 **自社**

・ A社からの購入

自社の仕訳	
商品・経費	60 / 買掛金 70
未払税金 - 増値税	10 /

A社の仕訳	
売掛金 70 / 売上高	60
/ 未払税金 - 増値税	10

とする仕訳が多く見かけられました。しかし、自社で消耗するのですから、正しい仕訳としては下記ようになります。

自社の仕訳	
商品・経費 70 / 買掛金 70	

A社の仕訳	
売掛金 70 / 売上高 70	

; A社は、【仮受】増値税の税金申告を「0;ゼロ」にして、納付も「0;ゼロ」になります。

ポイント

増値税とは【生産財】だけの税金になります。消費財の販売ですので、通常の発票を発行すべきなのに、A社は「増値税専用の発票:仕訳」を発行しています。その理由としては、故意か、過失か、不明として『増値税専用の発票』を発行しておけば、購入者が消耗したとしても、**増値税は還付されます**。「通常の発票:仕訳」を正しく発行して、営業税とした場合だとA社が商品等の購入時に納付した**増値税が還付されません**。

税務局の見解

【「発票」の偽造を防ぐため、「増値税発票」を提出して批准される必要があります。その時に国税局で「増値税発票」の番号を登録すると同時に税額が増値税還付申請表に自動的に登録されます。国税局が還付対象にするかどうかは、後日に連絡されます。もし還付対象で無いと判断されたら、修正します】

中国の日系現地法人の数社でも同じような仕訳(仕訳)をして、税務局から同じような見解が来ています。でも、消費財の購入時には、A社からは「通常の発票:仕訳」を受取ってください。そしてA社が営業税:仕訳に変更するのが正しい税金になります。

自社が未払増値税として「資産:仕訳」で計上しますと「利益の不正増加 税金の過剰納付」になります。そして、実質的には数年以内に還付されるか、経費への修正になりますが、「後日」が問題で、いつなのか規定されていません。

例えば、消費財の増値税として、毎月「1,000 元」を資産計上していると「 $1,000 \times 17\% \times 12$ 月 = 年間 2,040 元」と利益が増えます。少額と見るか、高額と判断するかは、各社の判断にお任せします。

最悪ですと、増値税の還付するお金が税務局に無いので 3 年間も還付も無く、経費への修正も無く、そのまま資産として残された日系法人もありましたので、ご注意ください。

結論

上記の相違を理解でき、日本の消費税を知っている「日本本社の経理担当者」へは、中国現地法人の会計・税務の内訳を再確認する事をお勧めしています。

(F:記)
OVTA アドバイザー
「OVTA-China メンバー」

(株)葵ビジネスコンサルタンツは、「中国税務」を担当外としています

Merry X mas !

Happy new-year 2008